

春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

第1条 春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成17年条例第111号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第1（第27条関係） 合併前の春日部市の区域において発生した廃棄物 処理手数料					別表第1（第27条関係） 合併前の春日部市の区域において発生した廃棄物 処理手数料				
種別	区分	基準	手数料	備考	種別	区分	基準	手数料	備考
し尿	普通便槽	世帯割 帶に つき 月額	280円	(1) <u>くみ取</u> 回数は、月 2回を原則 とする。 (2) <u>人員割</u> <u>について</u> <u>は、住民基</u> <u>本台帳に登</u> <u>載された月</u> <u>の初日現在</u> <u>における当</u> <u>該世帯人員</u> <u>とする。た</u> <u>だし、1歳</u> <u>未満は除</u> <u>く。</u>	し尿	普通 世 帯	世帯割 帶に つき 月額	280円	(1) <u>普通世</u> <u>帶のくみ取</u> 回数は、月 2回を原則 とする。
		人員割 1人 につ き月 額	220円	人員割 1人 につ き月 額			220円	(2) <u>臨時処</u> <u>理の場合</u> <u>は、従量制</u> <u>による。</u>	
	無臭方式 便槽	世帯割 帶に つき 月額	280円	無臭 方式 便槽	世帯割 帶に つき 月額	280円	(3) <u>人員割</u> <u>について</u> <u>は、住民基</u> <u>本台帳に登</u> <u>載された月</u> <u>の初日現在</u> <u>における当</u> <u>該世帯人員</u> <u>とする。</u>		
		人員割 1人 につ き月 額	260円		人員割 1人 につ き月 額	260円			
	その他的一般廃棄物	定自ら市長の 額指定する場 所へ搬入す るとき	1品	250円	その他的一般 廃棄物	定自ら市長の 額指定する場 所へ搬入す るとき	1品	250円	ただし、1 回につき、5 品までとす る。
		排出するとき	市が収集し、 運搬し、及び 処分すると き	1品		排出するとき	市が収集し、 運搬し、及び 処分すると き	1品	

粗大ごみ	品目 スプリング入りマットレス	1品	2,000円	
み	多市が収集し、大量運搬し、及び排処分すると出き	1台	5,000円	ただし、2トン車で収集できるものに限る。
事業活動に伴う一般廃棄物	10キログラムにつき	210円	150円	ただし、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める手数料を加算する。 (1) 粗大ごみ 1品につき 500円 (2) スプリング入りマットレス 1品につき 2,000円

粗大ごみ	品目 スプリング入りマットレス	1品	2,000円	
み	多市が収集し、大量運搬し、及び排処分すると出き	1台	5,000円	ただし、2トン車で収集できるものに限る。
事業活動に伴う一般廃棄物	不燃物	10キログラムにつき	150円	ただし、次の各号に掲げる不燃物は、当該各号に定める手数料を加算する。 (1) 粗大ごみ 1品につき 500円 (2) スプリング入りマットレス 1品につき 2,000円
可燃物	10キログラムにつき	150円		

合併前の庄和町の区域において発生した廃棄物

処理手数料

種別	区分	基準		手数料	備考
し尿	普通便槽	世帯割	1世帯に月額	280円	(1) くみ取り回数は、月2回を原則とする。
		人員割	1人につき月額	220円	(2) 人員割については、住民基本台帳に登載された月の初日現在における当該世帯人員とする。ただし、1歳未満は除
	無臭方式便槽	世帯割	1世帯に月額	280円	
		人員割	1人につき月	260円	

合併前の庄和町の区域において発生した廃棄物

処理手数料

種別	区分	基準		手数料	備考
し尿	定額制によるもの	普通便槽割	世帯1世帯に月額	270円	世帯構成員に応じた排出量であると認められる一般家
		人員割	1人につき月額	280円	庭とし、くみ取回数は月2回を限度とする。
	無臭方式便槽	世帯割	1世帯に月額	520円	
		人員割	1人につき月	280円	

			額		く。			額			
その他一般廃棄物	家庭系一般廃棄物	粗大ごみ	10キログラムにつき	70円	処理施設への持込みは10キログラムにつき30円とする。		その他一般廃棄物	家庭系一般廃棄物	粗大ごみ	10キログラムにつき	
				210円	ただし、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める手数料を加算する。 (1) 粗大ごみ 1品につき 500円 (2) スプリング入りマットレス 1品につき 2,000円				70円	処理施設への持込みは10キログラムにつき30円とする。	
							事業系一般廃棄物	不燃物	10キログラムにつき	60円	処理施設への持込みに限る。
								可燃物	10キログラムにつき	150円	
特定家庭用機器廃棄物	テレビ	1品につき	2,300円	処理施設への持込みは1品につき1,700円とする。			特定家庭用機器廃棄物	1品につき	2,300円	処理施設への持込みは1品につき1,700円とする。	
	エアコン	1品につき	2,300円	処理施設への持込みは1品につき1,700円とする。			エアコン	1品につき	2,300円	処理施設への持込みは1品につき1,700円とする。	
	洗濯機	1品につき	2,300円	処理施設への持込みは1品につき1,700円とする。			洗濯機	1品につき	2,300円	処理施設への持込みは1品につき1,700円とする。	
	冷蔵	1品につき	2,700円	処理施設への持込みは1品			冷蔵	1品につき	2,700円	処理施設への持込みは1品	

庫及び冷凍庫	につき2,100円とする。	庫及び冷凍庫	につき2,100円とする。
--------	---------------	--------	---------------

別表第2（第28条関係）

合併前の春日部市の区域において発生した廃棄物
処理に要する費用

種別	区分	基準	処理費用	備考
産業廃棄物	不燃物	10キログラムにつき	210円	

合併前の庄和町の区域において発生した廃棄物
処理に要する費用

種別	区分	基準	処理費用	備考
産業廃棄物	不燃物	10キログラムにつき	210円	

別表第2（第28条関係）

合併前の春日部市の区域において発生した廃棄物
処理に要する費用

種別	区分	基準	処理費用	備考
産業廃棄物	不燃物	10キログラムにつき	150円	

合併前の庄和町の区域において発生した廃棄物
処理に要する費用

種別	区分	基準	処理費用	備考
産業廃棄物	不燃物	10キログラムにつき	60円	

第2条 春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第27条関係）

種別	区分		基準		手数料	備考
動物の死体	犬、ねこ、その他の動物		1頭につき		2,550円	
し尿	普通便槽		世帯割	1世帯につき月額	280円	(1) くみ取回数は、月2回を原則とする。
			人員割	1人につき月額	220円	(2) 人員割については、住民基本台帳に登載された月の初日現在における当該世帯人員とする。ただし、1歳未満は除く。
	無臭方式便槽		世帯割	1世帯につき月額	280円	
			人員割	1人につき月額	260円	
その他的一般廃棄物	家庭から排出する	定額	自ら市長の指定する場所へ搬入するとき	1品	250円	
		制	市が収集し、運搬し、及び処分するとき	1品	500円	ただし、1回につき、5品までとする。
	品目制	スプリング入りマットレス		1品	2,000円	
		多	市が収集し、運搬し、及び処分するとき	1台	5,000円	ただし、2トン車で収集で

粗 大 ご み	量 排 出	分するとき		きるものに限る。
事業活動に伴う一般廃棄物	10キログラムにつき	210円	ただし、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める手数料を加算する。 (1) 粗大ごみ 1品につき 500円 (2) スプリング入りマットレス 1品につき 2,000円	

別表第2（第28条関係）

種別	区分	基準	処理費用	備考
産業廃棄物	不燃物	10キログラムにつき	210円	

附 則

（施行期日）

1 この条例中第1条の部分並びに次項及び附則第6項の規定は、平成19年4月1日から、第2条の部分並びに附則第3項から第5項まで及び附則第7項の規定は、平成19年10月1日から施行する。

（第1条の部分による改正に伴う経過措置）

2 平成19年4月1日から平成19年9月30日までの間における第1条の部分による改正後の別表第1及び別表第2の規定の適用については、同表中「210円」とあるのは、「180円」とする。

（第2条の部分による改正に伴う経過措置）

3 第2条の部分による改正後の別表第1の家庭から排出する粗大ごみの項の規定は、平成19年10月1日以後の申込みに係る手数料について適用し、同日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

4 第2条の部分の施行の際現に申込みがなされている特定家庭用機器廃棄物に係る手数料については、第2条の部分の施行後も、なお従前の例による。

5 平成19年10月1日から平成20年3月31日までの間における第2条の部分による改正後の別表第1及び別表第2の規定の適用については、同表中「210円」とあるのは、「180円」とする。

（第1条の部分による改正に伴う春日部市手数料条例の一部改正）

6 春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引

かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係） 市の条例等に基づく事務に係る手数料			別表第1（第2条関係） 市の条例等に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成17年条例第111号。以下この項において「条例」という。）第27条の規定に基づく一般廃棄物の収集、運搬及び処分	動物死体処理手数料 し尿処理手数料 <u>事業系一般廃棄物処理手数料</u> 特定家庭用機器廃棄物処理手数料	条例別表第1に定める額	春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成17年条例第111号。以下この項において「条例」という。）第27条の規定に基づく一般廃棄物の収集、運搬及び処分	動物死体処理手数料 し尿処理手数料 <u>不燃物処理手数料</u> <u>可燃物処理手数料</u> 特定家庭用機器廃棄物処理手数料	条例別表第1に定める額

（第2条の部分による改正に伴う春日部市手数料条例の一部改正）

7 春日部市手数料条例の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係） 市の条例等に基づく事務に係る手数料			別表第1（第2条関係） 市の条例等に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成17年条例第111号。以下この項において「条例」という。）第27条の規定に基づく一般廃棄物の収集、運搬及び処分	動物死体処理手数料 し尿処理手数料 <u>事業系一般廃棄物処理手数料</u> 特定家庭用機器廃棄物	条例別表第1に定める額	春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成17年条例第111号。以下この項において「条例」という。）第27条の規定に基づく一般廃棄物の収集、運搬及び処分	動物死体処理手数料 し尿処理手数料 <u>事業系一般廃棄物処理手数料</u> <u>特定家庭用機器廃棄物</u>	条例別表第1に定める額

づく一般廃 棄物の収集、 運搬及び処 分			づく一般廃 棄物の収集、 運搬及び処 分	<u>処理手数料</u>	
-------------------------------	--	--	-------------------------------	--------------	--